

◎本書取扱に就て

本書の内容は動もすれば復員局が戦犯者
(同容疑者を含む)の家族を直接援護して
あるかのやうな聯合軍側の疑惑を招く虞が
あるから特に取扱に注意し書類の撤逸を防
止すると共に更にこれを複寫、配布する等
のことは避けられたい。

戦犯者(容疑者)留守宅生計に就ての觀察

昭和二一、八一七調

法務調査部

戦犯者（含容疑者）留守宅の生活

状況に就ての觀察

八月一日現在各地方世話部より當部に通報のあつた戦犯者留守宅生計
調査書四百餘に就て觀察すると左の通りである。

一 生計の状況

生計の程度は附表第一及別表に現はれた様に普通の生計を営むもの
は半數以上であつて下流の生活をしてゐるものは全體の二三である
之を各府縣別に見ると程度下流の家庭はその80%が都市居住者及食
糧生産の不良な地方の居住者である。尙程度下流の家庭で戦災及子
弟の戦死等の不幸が直接せるものはその二三であり可働者なく金銭
的収入皆無なるものが多い。

二 留守宅扶助に就て（附表第二参照）

扶助を要すると思はれる家庭數は「一七〇」でその内諒は附表第二
に示す通りである。而して生計下流なるもの、必ずしも扶助を必要

としない。即ち下流家庭には農家もあり、これらは職業柄貧しい乍らも自給自足し得る状況にあるからである。

尙現在直ちに扶助する必要はないが收容長期に亘る時は扶助を要する家庭がある。これ等は目下の所貯金の引出し家財道具の賣却によつて生活してゐるものであつて、現在の儉の状況で推移すれば概ね一年乃至一年半後には消費し盡すと云つた様な状況である。

又子弟が可働年令に達してゐるけれども現在失業してゐる爲金錢の収入なく困窮してゐる家庭「三十九」あるが此等は適切なる職業の輔導により、解決し得るものであつて此の度の生活保護法も状況眞に止むを得ぬものゝみに適用せられるものであるから可働者を速かに安定した職業につかしめる様、各世帯部に於て指導する必要がある。

三 留守宅の職業（附表第三参照）

上流及中流の三分の一の無職者は地主又は資産家であつて生活に事

缺かない。中流の三分の一の無職者は喰ひ居喰ひにて現在普通の生活をしてゐるが將來の目途なく不安な状況にある。留意すべきことは下流の無職者中内職をしてゐる家庭は極く僅か（六）であつて一考せられる所である。

尙生計程度中のなかで買春行爲のもの一件あるのは寒心に堪へぬ次第である。

四 現在何等かの扶助を受けてゐるものは

(1) 公的方面よりのもの……………一件

(2) 私的方面よりのもの……………二三件

公的方面より受けてゐるものは、舊軍事扶助を受けて居たものが引續き遺族同様に受けてゐるもの（生活困難者緊急措置令）此等は引續き生活保護法により今後も扶助を受けるであらう。

私的方面の中三分の一は會社、工場等から留守護として月々俸給額を支給されて居るもので其他は親戚、知己よりの扶助を受けてゐるもの

である。又之とは別に非農家のもので妻が農家出のものは例外なく妻の里より食糧援助を受けて居り他に比して極めて有利な立場にある。

其の他

留守宅に對する近隣の風評は一部のものを除いては殆ど同情的であつて、田舎地方に於ては特にその度が大である。

精神的に樂觀しあるものと不安なるものとは楡ね半々であつて下流家庭では經濟方面と相俟て不安なるものが多い。

時局昏迷經濟的不安の大きい今日一人でも働き手の欲しい時、戦犯者として夫、父、子を出した家庭特に下流家庭に於ける打撃は甚大であつて、戦死者遺族の様に苦しみを世に訴へる事の出來兼ねる此等家族に對しては格別に親身の世話が必要であつて絶えず状況を知らせて不安を除く様にすると共に生活上の世話も必要の多い事は言を俟たない。

今後生活保護法による救済にあつては民生委員とよく連繫し他と同様に援助を施す必要がある。此の際特に失業中の家庭に職を與へ、刑期終

了迄留守宅を堅固に守る様にしたいものである。
尙未調査家族に關しては關係官意に提出方を要求中であり調査の古いものは最近の状況を再調査するやう連絡して居る又外地關係戦犯容疑者家族に就ても同様の調査を進めつゝある。

一生計程度別

程度	件数	百分率	割合	基準
程度下	一三五件	三三二%	三五	一 賤産僅少の 僅少なるもの
程度中	三三五件	五七九%	六五	一 若干の賤産を有し 二月收ふとも四五万円程度 賤産多きもの
程度上	三六件	八九%	一	一 地主又は資産家 二 会社高級社員等

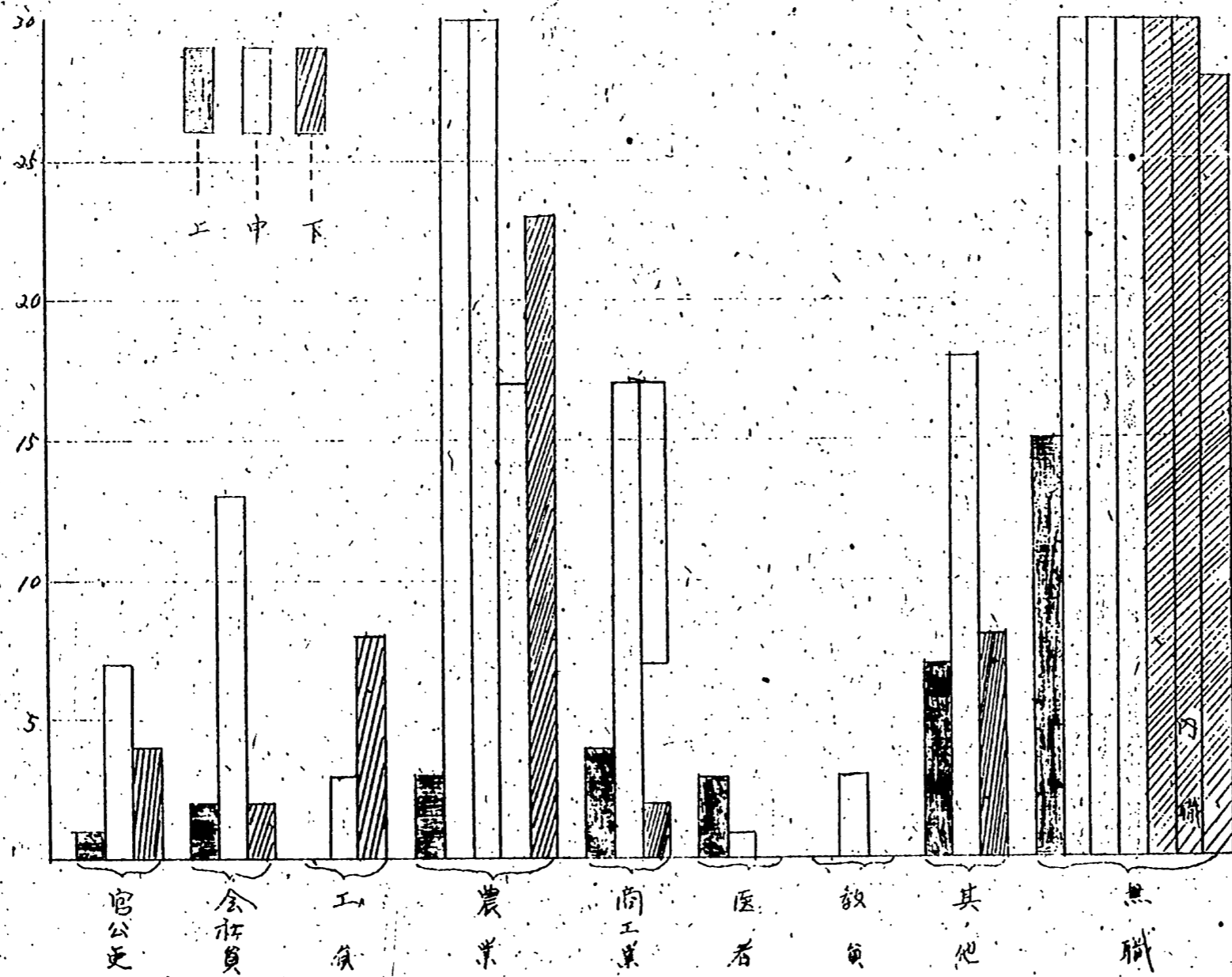
基準

二 留守宅扶助に關し

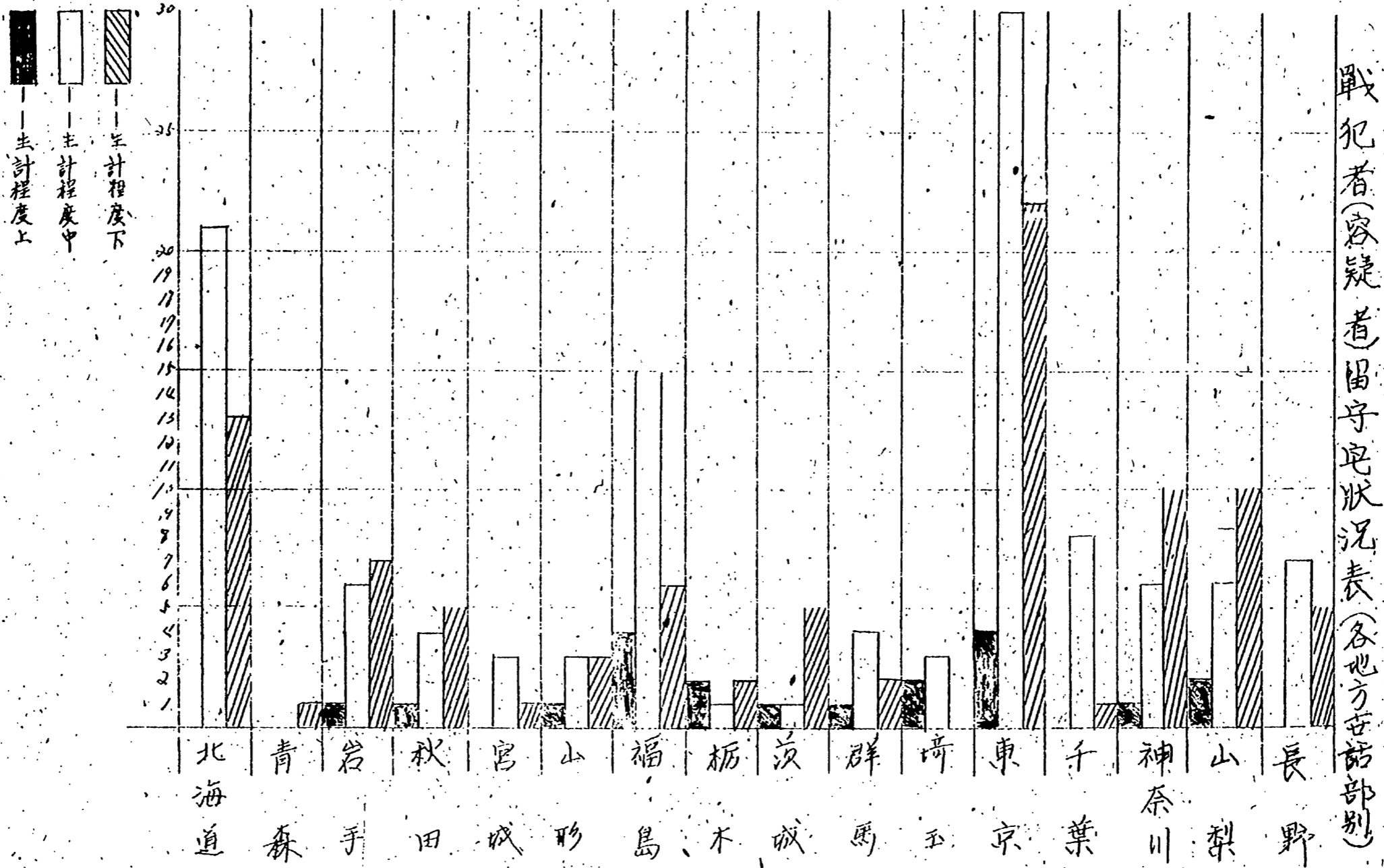
物的措置を要す もの (生活保護金)	現在直下		件数	百分率
	現在直下	收容長期の場合		
職業補導のみならず 可なりと思ふもの	九八件	三三件	三九件	九六%
	二四%	八一%		三三%
				四一%
				全百分率

無職	其他	教員	医者	高工業	農(漁)業	工員	会社員	官公吏	
一五	七		三	四	三		二	一	上
九〇	一八	三	一	二七	七七	三	一三	七	中
八八	八			二	二四	五	二	四	下
一九三	三三	三	四	三三	一〇四	八	一七	一五	合計
四八六%	八三%	〇七%	一%	五八%	二六二%	二%	四三%	三%	百分率

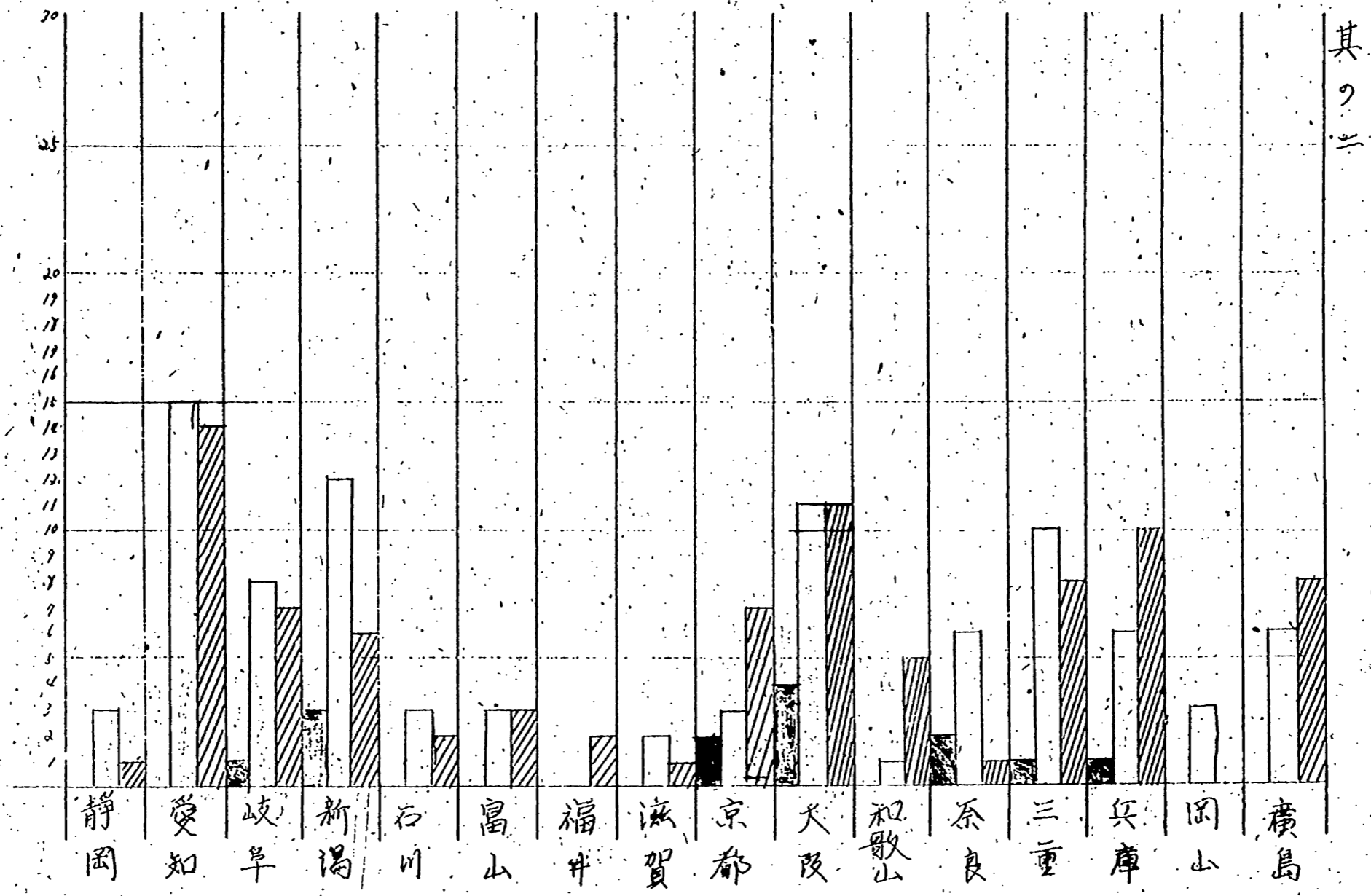
三留守宅の職業



1859

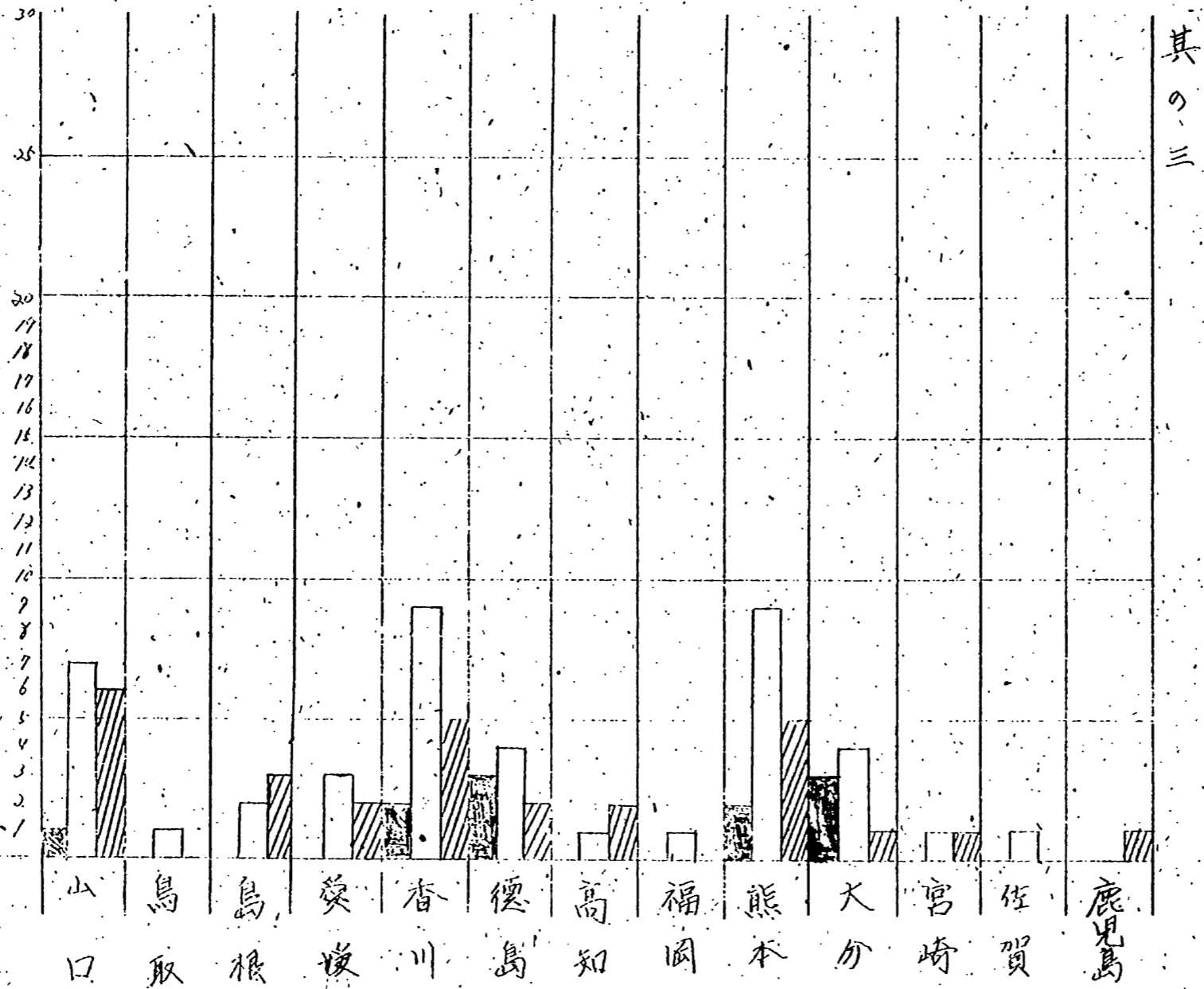


1860



其
の
二

1861



其の三